

令和5年第4回教育委員会定例会日程

日 時 令和5年4月25日(火)午後1時30分
場 所 北栄町役場 第1委員会室

1 開 会

2 会議録署名委員の指名

3 行政報告

教育長、教育総務課長、生涯学習課長、図書館長、中央公民館長

4 議 案

議案第17号 北栄町立小中学校及び中学校職員の服務に関する規程の一部を改正する
規程の制定について

議案第18号 こども園評議員の委嘱について

議案第19号 北栄町部活動のあり方検討委員の委嘱について

議案第20号 小中学校主任等の任命について

議案第21号 北栄町社会教育委員及び公民館運営審議会委員の委嘱について

議案第22号 北栄町スポーツ推進審議会委員の任命について

5 協議事項

- ・令和5年度 こども園・小・中学校計画訪問について・・・資料1
- ・第9回北栄町いじめをなくそうサミットについて・・・資料2

6 報 告

- ・教育委員会部局の事務分担表について・・・資料3
- ・北栄町大栄中学校区・北条中学校区学校運営協議会委員について・・・資料4
- ・校区外・区域外就学の認定について・・・資料5
- ・令和4年度こども園評価・学校評価について・・・別冊
- ・令和4年度北栄町コミュニティ・スクールの取り組みについて・・・別冊

7 その他

- ・第5回定例会 5月 日() 時 分から

8 閉 会

4月 行政報告

=教育長=

◎業務内容

- 3月22日 議会あいさつ
- 4月 2日 倉吉鴨水館入館式
- 4月 3日 教育長任命式
出向辞令交付
年度初め式（会計年度職員・正職員）
職員辞令交付式
- 4月 4日 教職員着任式
- 4月 5日 大栄中学校区学校運営協議会
- 4月 6日 文化団体協議会表敬訪問
北栄町教育連絡会
- 4月 7日 北条中学校区学校運営協議会
あいさつ回り
- 4月10日 あいさつ回り
- 4月11日 北栄町議会行政報告会
- 4月12日 大栄小学校入学式
大栄中学校入学式
- 4月17日 鳥取県町村教育長会
鳥取県教育行政連絡協議会
- 4月19日 北栄町スポーツ推進委員協議会
- 4月20日 北栄町幼児教育研究会総会
- 4月22日 北栄てくてくウォーキング2023①
- 4月24日 北栄町シニアクラブ開講式
北栄町自治会長会

第1回 教育連絡会

令和5年4月6日

学校は体制を組み立てて、具体的な準備が本格化、園は待ったなしで新年度開始
立場変わって あらためてよろしくお願ひしたい。

○教育大綱の再確認 「学びを通して 夢を実現する人づくり」

○裾野を広げる

地域・保護者とつながってほしい

園・学校間の連携を強めてほしい。

○授業を磨いてほしい

○強みを生かす。

一小一中であり、教育委員会と園・学校の近さもある。判断に迷う時は、ぜひ相談を

かけてもらうことも含め、互いにつながる仕組みを作りたい。

○校長先生 園長先生のリーダーシップはマストだ。

＝教育総務課＝

1 北栄町子ども・子育て支援会議について

3月24日、委員7人（欠席1人）のもと、北栄町子ども・子育て支援会議を開催しました。子ども・子育て支援事業計画に基づき実施している各種子育て支援サービスの令和4年度の実施状況について、委員より意見をいただきました。委員からは、子育て支援センターの利用者数の増加や、ファミリーサポートセンターの会員数増加の実績と取組に対し、高評価をいただきました。

2 教育委員会所管業務について

令和5年度より、従来、福祉課が所管していた次の業務が教育総務課へ移管されました。これは、国のこども家庭庁創設の動きに伴い、今後、市町村段階でも、全ての妊産婦、子育て世帯、子どもへ一体的に相談支援を行う機能を有する機関「こども家庭センター」の設置が努力義務とされる中、これに対応していくために担当課の見直しが行われたものです。

- ・要保護児童対策地域協議会に関すること
- ・学習支援事業に関すること
- ・ひとり親家庭児童小学校及び中学校入学支度金に関すること

3 不登校、問題行動等の状況

区分	不登校（30日以上）				3月の問題行動 （関係者数）	3月のいじめ 認知件数
	2月末	3月増	計	前年度		
北条小	9人	人	9人	6人	1件（万引き）	10件（冷やかしからかい、軽い暴力、悪口や脅し、無視仲間外れ、ひどくぶつかる、物隠し、その他）
大栄小	4人	4人	8人	9人		2件（冷やかしからかい）
北条中	11人	1人	12人	13人	1件（生徒間暴力）	1件（その他）
大栄中	15人	人	15人	10人	2件（器物破損、生徒間暴力）	

4 学校教職員の超過勤務状況について

各小中学校教職員の3月分超過勤務の状況については、別紙のとおりです。

＝生涯学習課＝

1 第3回北栄町社会教育委員会兼公民館運営審議会について

3月23日、第3回北栄町社会教育委員会兼公民館運営審議会を開催しました。令和4年度事業実施報告を行い、令和5年度の事業計画（案）について協議を行いました。

2 ほくほく食堂について

3月27日、ほくほくプラザでほくほく食堂を春休みの子どもの孤食への対応、居場所づくりとして行いました。食事、遊び、春休みの宿題、人権学習を実施し、ボランティアの方にも関わっていただきました。参加した児童は20人で、中学生ボランティア10人、一般ボランティア4人でした。

3 第4回北栄町スポーツ推進委員協議会・決算総会について

3月31日、令和4年度第4回北栄町スポーツ推進委員協議会・決算総会を開催しました。各行事への参加状況、スポーツグランプリ表彰結果の報告した後、令和5年度の活動について協議しました。また、ニュースポーツの実技研修も併せて実施しました。

4 北栄スポーツクラブジュニアクラブ活動開始式について

4月1日、北栄スポーツクラブジュニアクラブ活動開始式を開催しました。4年ぶりに一堂に会しての開催となりました。林理事長から、ジュニアクラブの活動目的と発達段階に応じた活動の重要性について、お話しいただきました。

5 第1回北栄町スポーツ推進委員協議会について

4月19日、令和5年度第1回北栄町スポーツ推進委員協議会を開催しました。令和5年度から新しい任期が始まり、今年度から新しく3の方が委員になりました。役員改選により、会長山根由美子さん、副会長齋尾智恵里さんに決定しました。そのほか、令和5年度事業計画について協議しました。


6 北栄てくてくウォーキング 春の野草観察ウォークについて

4月22日、(株)チュウブとの共催で、北栄てくてくウォーキング 春の野草観察ウォークを実施しました。大栄健康増進センターを発着点とし、蜘蛛ヶ家山山菜の里を折り返す約6kmのコースでウォーキングを楽しみました。希望者には、土下在住の磯江茂秋さんのガイドで野草観察も行いました。参加者は__人でした。

7 北栄みらい伝承館「企画展示」について

4月22日から5月17日までの期間、北栄みらい伝承館で郷土の作家たち「越野邦夫回顧展」を開催します。令和4年5月に逝去された水彩画家・故越野邦夫氏（1935～2022年）の遺作を展示し、改めて氏の画業を紹介します。4月29日には、北栄町文化財保護委員の南場兄一氏による「越野ワールドの大きさと深さ」と題した講演会を開催します。

◆家庭教育12か条◆
4月は
「早寝早起き朝ごはん」早く寝る工夫をしよう！


☆家庭教育12か条☆
5月は・・・
「朝起きたら元気にあいさつ」
◎起きたら自分からあいさつしよう！


=図書館=

1 夢の図書館プロジェクトメンバーによる企画について

○「読書の木」第2弾の実施

(内容) おすすめ本の紹介を「花びら」の用紙に、感想を「葉っぱ」の用紙に記入し、
玄関に設置している「読書の木」を花満開にする企画

(実施期間) 4月4日(火)～30日(日)

(場 所) 本館

○「ブックリサイクル2023」の実施

(内容) ご家庭で眠っている本のリサイクル

(実施期間) 4月8日(土)～23日(日)

(場 所) 本館

2 図書館ボランティア募集について

(募集期間) 4月1日(土)～23日(日) ※以降随時受付

(内容) 本の返却・整理、環境整備、イベント補助

(申込) 本館窓口・電話

・4月下旬にオリエンテーションを実施

3 こどもの読書週間イベントについて

(内容) 4月23日(日)～5月12日(金)の「こどもの読書週間」に下記のイベント
を実施するもの

①春のこども読書週間スタンプラリー(本館・北条分室)

②春のわくわく福袋(本館・北条分室)

③スペシャルおはなし会(4月30日 本館のみ実施)

4 例月の講座・行事の実施状況について

事業名	期 日	場 所	参加人数
おはなし会	4/2	図書館本館	12人
	4/16		__人
	4/11	大谷こども園	3.4.5歳児
	4/11	大誠こども園	5歳児
	4/12	栄保育所	2歳児
	4/18	由良こども園	3.5歳児

5 図書館の貸出状況等について

【令和5年3月分】

		先月報告 ①	今月② (3/1～3/31)	今年度累 計 ①+②	前年同期 累計
来館者数 (人)	図書館	32,788	3,566	36,354	35,284
	北条分室	11,101	1,102	12,203	12,358
貸出冊数 (冊)	図書館	52,113	4,715	56,828	58,453
	北条分室	22,225	2,043	24,268	24,230

=中央公民館=

1 北栄文芸(第70号)の発行について

期 日 4月10日(月)

場 所 300部

概 要 作品数 62作品

分野	投稿数	分野	投稿数
随筆・評論	8	短歌	5
俳句	7	詩	3
自由律俳句	7	漢詩	1
川柳	17	小学生作品	14

2 シニアクラブについて

・自治会世話人会

日 時 4月10日(月)午後1時30分~2時

場 所 中央公民館 大研修室

参加者 11人

概 要 ・会員数 101人(昨年119人)

・自治会世話人、運営委員の役割

・運営委員の選出

会長 長谷川孝司さん(西高尾)

副会長 上野富子さん(弓原)、吉田房枝さん(西園)

運営委員 山崎ひろ子さん(江北)、坂本佐紀恵さん(曲)、松井信子さん(東新田場)

・シニアクラブ開講式について

日 時 4月24日(月)午後2時~

場 所 中央公民館 講堂

参加者 人

概 要 講演「町政について」北栄町長 手嶋俊樹

「生きがい育てで健康に」心の元気講演家 石川 達之さん

3 ほくえい未来ラボ研究員募集について

募集期間：3/22(水)~4/14(金)⇒5/12(金)に延長

※4/14現在応募者4人

4 コワーキングスペースと貸出用パソコンの設置について

事務室前の机(両面2カ所)にコンセントと充電用USBを設置し、コワーキングスペースとして整備しました。また、来館者誰にでもご利用いただける貸出用パソコンを設置し、運用を始めています。

5 例月の展示・講座・教室の実施状況について

事業名	期日	概要	参加人数	講師等
ロビー展	4/1～13	公民館講座作品展	—	
	4/15～28	トールペイント作品展	—	

6 今後の予定について

- ・第1回ほくえい未来ラボの開催について

日 時 5月27日(土) 午後1時30分～午後4時30分 ※5/21から延期

場 所 大栄農村環境改善センター 会議室2, 3

概 要 趣旨説明、現状レク、話し合い

=中央公民館大栄分館=

1 例月の展示・講座・教室の実施状況について

事業名	期日	概要	参加人数	講師等
ロビー展	4/2～30	町民ミュージカル写真展	—	
小筆教室	4/4	毛筆で小さい字を書く	20人	道祖尾良苑さん
	4/18		23人	
パソコンカフェ	4/10	初歩のパソコン・スマホ教室	14人	福田愛治さん
	4/24		—人	
切絵教室	4/14		10人	寺地千代子さん
	4/28		—	長柄敏子さん
ペン習字教室	4/11		13人	道祖尾良苑さん
子どもほくえい塾	4/8	もちもち焼きドーナツ	30人	
	4/22	たけのこ堀り	—人	

2 今後の予定について

- ・子どもほくえい塾について

ほたる観察会

日 時 5月27日(土) 午後7時30分～9時

概 要 ほたるの観察(場所は発生状況により決定)

議案第 17 号

北栄町立小学校及び中学校職員の服務に関する規程の一部を改正する規程
の制定について

北栄町立小学校及び中学校職員の服務に関する規程の一部を改正する規程を
制定したいので、北栄町教育長に対する事務委任規則第 2 条の規定により委員
会の承認を求める。

令和 5 年 4 月 25 日提出

北栄町教育委員会教育長 笠見 隆志

記

別紙のとおり

北栄町教育委員会訓令第 号

北栄町立小学校及び中学校職員の服務に関する規程の一部を改正する規程

北栄町立小学校及び中学校職員の服務に関する規程(平成17年北栄町教育委員会訓令第6号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(兼職及び他の事業等の従事)</p> <p>第18条 職員(非常勤職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員及び同法第22条の2第1項第2号に掲げる職員を除く。))を除く。次項及び第3項において同じ。)は、教育に関する他の職を兼ね又は教育に関する他の事業若しくは事務に従事するときは、兼職許可願(様式第13号)を教育委員会に提出し、その許可を受けなければならない。</p> <p>2及び3 略</p>	<p>(兼職及び他の事業等の従事)</p> <p>第18条 職員(非常勤職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員及び同法第22条の2第1項第2号に掲げる職員を除く。))を除く。次項及び第3項において同じ。)は、教育に関する他の職を兼ね又は教育に関する他の事業若しくは事務に従事するときは、兼職許可願(様式第13号)を教育委員会に提出し、その許可を受けなければならない。</p> <p>2及び3 略</p>

附 則

この訓令は、令和5年4月25日から施行する。

議案第 18 号

こども園評議員の委嘱について

次の者をこども園評議員に委嘱したいので、北栄町立認定こども園管理運営規則第 38 条の規定により委員会の同意を求める。

令和 5 年 4 月 25 日提出

北栄町教育委員会教育長 笠見 隆志

記

別紙のとおり

議案第 19 号

北栄町部活動のあり方検討委員の委嘱について

次の者を北栄町部活動のあり方検討委員に委嘱したいので、北栄町教育長に対する事務委任規則第 2 条の規定により委員会の同意を求める。

令和 5 年 4 月 25 日提出

北栄町教育委員会教育長 笠見 隆志

記

令和 5 年度北栄町部活動のあり方検討委員

No.	氏名	所属
1	萬 章夫	北条中学校長
2	神谷 哲信	北条中学校教諭
3	山下 有司	大栄中学校長
4	田中 慎吾	大栄中学校教諭
5	山根 雄一	北栄スポーツクラブ

任 期 令和 5 年 5 月 1 日～令和 6 年 3 月 3 1 日

議案第 20 号

小・中学校主任等の任命について

次の者を小・中学校主任等に任命したいので、北栄町教育長に対する事務委任規則第 2 条の規定により委員会の同意を求める。

令和 5 年 4 月 25 日提出

北栄町教育委員会教育長 笠見 隆志

記

別紙のとおり

令和5年度北栄町立小・中学校主任等

分 掌 名	北条小学校	大栄小学校
	氏 名	氏 名
教務主任	浪花 英樹	松本 千恵
第1学年主任	山本 歩美	生田 智子
第2学年主任	福光 久美子	櫻井 志津恵
第3学年主任	田中 伸二	前田 博春
第4学年主任	秋山 武士	内田 紘代
第5学年主任	名越 潤	浦木 陽子
第6学年主任	好川 功	中村 諭子
保健体育主事	好川 功	堀 晃士
人権教育主任	松本 幸治	清水 伸哉
生徒指導主任	尾崎 尚史	中村 諭子
司書教諭	有元 理紗	伊丹 綾花
安全衛生推進者	中川 由紀子	笠見 知枝
防火管理者	中川 由紀子	小田 信之

分 掌 名	北条中学校	大栄中学校
	氏 名	氏 名
教務主任	六尾 文憲	横山 義紀
第1学年主任	背戸 靖俊	尾川 裕也
第2学年主任	池口 千奈美	濱田 壮一
第3学年主任	足羽 進一	岡本 基晴
保健体育主事	倉本 剛史	妻由 愛
人権教育主任	神谷 哲信	伊藤 恵
生徒指導主事	岩成 智彦	齊木 勇輝
進路指導主事	足羽 進一	岡本 基晴
司書教諭	池口 千奈美	内川 あゆみ
安全衛生推進者	眞山 元樹	妙泉 直子
防火管理者	眞山 元樹	山下 有司

任 期 令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

【参考資料】

●北栄町立小学校及び中学校管理規則（抜粋）

（教務主任等）

第26条 学校に、教務主任、学年主任、保健体育主事及び人権教育主任を置く。ただし、特別の事情のあるときは、これを置かないことができる。

- 2 教務主任は、校長の監督を受け、教育計画の立案その他の教務に関する事項について連絡調整及び指導、助言に当たる。
- 3 学年主任は、校長の監督を受け、当該学年の教育活動に関する事項について連絡調整及び指導、助言に当たる。
- 4 保健体育主事は、校長の監督を受け、学校における保健及び児童又は生徒の体力の向上に関する事項をつかさどり、当該事項について連絡調整及び指導、助言に当たる。
- 5 人権教育主任は、校長の監督を受け、学校における人権教育に関する事項について連絡調整及び指導、助言に当たる。
- 6 第1項に規定する主任及び主事は、当該学校の教諭(保健体育主事にあっては、教諭又は養護教諭)の中から、校長の意見を聴いて、教育委員会がこれを命ずる。

（生徒指導主事）

第27条 中学校に、生徒指導主事を置く。ただし、特別の事情のあるときは、これを置かないことができる。

- 2 生徒指導主事は、校長の監督を受け、生徒指導に関する事項をつかさどり、当該事項について連絡調整及び指導、助言に当たる。
- 3 生徒指導主事は、当該学校の教諭の中から、校長の意見を聴いて、教育委員会がこれを命ずる。

（進路指導主事）

第28条 中学校に、進路指導主事を置く。ただし、特別の事情のあるときは、これを置かないことができる。

- 2 進路指導主事は、校長の監督を受け、生徒の職業選択の指導その他の進路の指導に関する事項をつかさどり、当該事項について連絡調整及び指導、助言に当たる。
- 3 進路指導主事は、当該学校の教諭の中から、校長の意見を聴いて教育委員会がこれを命ずる。

（その他の主任等）

第29条 この規則に定めるもののほか、学校に、必要に応じて校務を分担する主任等を置くことができる。

- 2 前項の主任等は、校長がこれを命ずる。

（主任等の任期）

第34条 第26条から第31条までに定める主任等の任期は、4月1日から翌年の3月31日までとし、再任を妨げない。

- 2 学年の途中に主任等を命ぜられた者の任期は、前任者の残任期間とする。

（衛生推進者）

第34条の2 学校に衛生推進者を置く。

- 2 衛生推進者は、校長の監督を受け、職員の安全又は衛生のための教育の実施に関する事項、健康診断の実施その他健康の保持増進のための措置に関する事項をつかさどる。
- 3 衛生推進者は、当該学校の教頭又は教諭の中から校長の意見を聴いて、教育委員会がこれを命ずる。

（学校評議員）

第36条 校長は、学校運営上必要と認めるときは、学校評議員を置くことができる。

- 2 学校評議員は、校長の推薦に基づき教育委員会が委嘱するものとする。

（防火管理者）

第59条 学校に防火管理者を置く。

- 2 防火管理者は、教頭をもって充て、教育委員会が命ずる。
- 3 教頭をもって防火管理者に充てることができない場合は、教育委員会は、校長の意見を聴いて、他の教諭をもってこれに充てることができる。
- 4 防火管理者は、校長の監督を受け消防法(昭和23年法律第186号)第8条第1項に定める防火管理上必要な業務を行う。

議案第 21 号

北栄町社会教育委員及び北栄町公民館運営審議会委員の委嘱について

次の者を北栄町社会教育委員及び北栄町公民館運営審議会委員に委嘱したいので、北栄町教育長に対する事務委任規則第 2 条の規定により委員会の同意を求めらる。

令和 5 年 4 月 25 日提出

北栄町教育委員会教育長 笠見 隆志

記

北栄町社会教育委員兼北栄町公民館運営審議会委員

番号	氏名	所属等	構成等
1	平井 尚	北条小学校代表	学校教育関係者
2	山下 有司	大栄中学校代表	学校教育関係者
3	村岡 美樹	大栄小学校 P T A 代表	社会教育関係者

任期 令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 3 1 日まで

【参考資料】

●北栄町社会教育委員に関する条例（抜粋）

（定数）

第 3 条 委員の定数は、12 人以内とし、学校教育及び社会教育の関係者並びに学識経験者のうちから教育委員会が委嘱する。

（任期）

第 4 条 委員の任期は 2 年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

●北栄町中央公民館条例（抜粋）

第 3 条

2 審議会は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者のうちから北栄町教育委員会（以下「教育委員会」という。）が委嘱する委員 12 人以内をもって組織する。

4 委員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

5 委員に欠員が生じた場合は、他の適任者を委嘱することができる。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任（任期）期間とする。

議案第 22 号

北栄町スポーツ推進審議会委員の任命について

次の者を北栄町スポーツ推進審議会委員に任命したいので、北栄町教育長に対する事務委任規則第 2 条の規定により委員会の同意を求める。

令和 5 年 4 月 25 日提出

北栄町教育委員会教育長 笠見 隆志

記

北栄町スポーツ推進審議会委員

番号	氏 名	所 属 等
8	眞山 元樹	北条中学校
9	齋尾 正治郎	北栄町自治会長会

任 期 令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 3 1 日まで

【参考】北栄町スポーツ推進審議会条例（抜粋）
（所掌事務）

第 2 条 審議会は、法第 10 条及び第 34 条に規定するもののほか、北栄町教育委員会（以下「教育委員会」という。）の諮問に応じて、スポーツの推進に関する重要事項について調査審議し、かつ、これらの事項に関して教育委員会に建議する。

（任期）

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。